



記録的な大雪により、多くの被害が発生

【人的被害(1月13日時点)】 (単位:人)

区分	死亡	重傷	軽傷	計
人数	2	12	19	33

【建物被害(1月13日時点)】 (単位:棟)

建物区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
住家	0	0	0	34	34
非住家	10	0	3	37	50
その他	21	2	0	50	73
計	31	2	3	121	157



近年にない大雪  
引き続き警戒を



雪の重みで倒壊した家屋(上/南本町1、下/東本町3)



(上)市内のガソリンスタンドでは物流が滞り、給油が休止されるところもみられた  
(下)高田地区ではご近所で協力しながら除雪する姿も



(上)道路をふさぐ倒木(大島区)  
(下)昼夜を問わず行われた除雪作業(大島区)



▲ 雪で覆われた線路(直江津駅)



# 今後続く降雪期を乗り越えるために

## 道路除雪についてのお願い

### ① 道路の除雪

除雪車は道路脇に雪をかき分けます。自宅の玄関前などの雪処理にご協力ください。雪は道路へ出さないでください。

### ② 樹木や消雪施設は適切に管理を

除雪車に接触し除雪できない場合があり、雪で曲がった枝が通行を妨げるほか、交通事故の危険性が高まります。

### ③ 作業中の除雪車には近づかない

特に夜間は除雪車の運転席からの見通しが悪く、事故に巻き込まれる恐れがあります。

### ④ 路上駐車はやめましょう

除雪作業を妨げ、車に傷をつける恐れがあります。また、通行する人の迷惑になります。

■問合せ…道路課雪対策室 (☎025-526-5111、内線 1691) または各総合事務所



## 今年は大雪の影響で、多くの方がけがをしています

事故原因の多くは、屋根雪下ろし中の落下と除雪機の作業によるものです。事故を防ぐため、次の点を確認し、作業をしてください。

■問合せ…危機管理課 (☎025-526-5111、内線1732)

### 屋根雪下ろし作業時の注意点



- 家族や隣近所にも声を掛け2人以上で行う。
- はしごを使うときは横滑りや転倒を防ぐため必ず固定し、はしごから屋根へ移動するときは特に注意する。
- 屋根の下を通る人、特に子どもに注意する。
- 屋根からスノーダンプで雪を下ろすときは、落下しないよう無理をせず小分けにして雪を下ろす。
- ヘルメットや滑りにくい履物を着用し、安全帯や命綱も使用する。

### 除雪機による作業時の注意点



- 除雪機に巻き込まれないよう服装を整え、作業中は周りに人を近づかせないようにする。
- 安全装置を無効化して使用しない。
- 除雪機に詰まった雪を取り除くときは、必ずエンジンを止めて、雪かき棒などを使用する。
- 除雪機から離れるときは、必ずエンジンを止める。
- 除雪機の移動中や収納中にも気を付け、特に後進時は注意する。

## CHECK! 大雪災害でのQ&A

### Q：なぜ道路の除排雪が遅れたの？

A：今回のように、短時間に大量の降雪があった場合、雪捨て場を整備し、排雪する大型車の運搬道路を確保した後で、除雪と排雪（雪捨て）を同時に進めます。今回は運搬道路を確保することが困難なほど短期間に集中した降雪だったため、計画的な除排雪が進みませんでした。

### Q：よその通りには除雪が来ているようだが、どういう順番で除雪しているの？

A：除雪業者の皆さんもフル稼働し、夜通し除雪に当たっていただきましたが、除排雪能力をはるかに上回る記録的な大雪災害のため、主要道路、駅や病院などを結ぶ道路などを優先して作業を行ったため、生活道路の除雪が遅れ、市民の皆さんには大変ご迷惑をお掛けしました。

**引き続き2月も降雪に備えてください**

昨年12月には、吉川区や柿崎区などで長時間の停電が発生し、寒さや暗さで大変な不安な思いをされた市民の方が多くいました。

1月7日から続いた異常降雪では、海沿いや平野部で大雪となる典型的な「里雪」となりました。国道8号や上信越道・北陸道などが数日間にわたり通行止めとなり、生活道路の除雪も大幅に遅れたことから、食料品などの物資や燃料の供給、学校、保育園やごみ収集などの日常生活に大きな影響が出ました。

高齢化が進み、自力では屋根雪下ろしが難しい世帯が増えたことや、一人で除雪作業中の高齢者のけがなどが続きました。今年はコロナ禍のため、例年であれば手伝いに来てくれる遠方の家族が来られず、力を借りられないなど、特殊な事情が重なった世帯も多いかもれません。

一方で、ご近所で声を掛け合い、協力して除雪をする様子が街なかで見られました。冬番となる2月はこれからです。市も全力で除雪を行いますので、市民の皆さんも今後の降雪に備えてくださるようお願いいたします。



(写真)陸上自衛隊高田駐屯地提供

## 自衛隊の活動

連日の降雪を受け、障害者施設や高齢者施設の除排雪作業を行うため、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、自衛隊への災害派遣要請を行いました。1月10日から12日の間に延べ約250人の派遣があり、現地で災害派遣活動が行われました。

### これまでに対象となった施設

- 障害者施設：グループホームゆめほーむ（浦川原区）、グループホームとなりぐみ（浦川原区）、ワークセンターおおすぎのさと（浦川原区）ポプラの家（合併前上越）、くびきふれあい（頸城区）
- 高齢者施設：グループホームなかよし寿の家（合併前上越）、グループホーム南葉（合併前上越）、グループホーム癒しの家「うらがわら」（浦川原区）、樹樂上増田（頸城区）、グループホーム百寿の家（合併前上越）

## CHECK! 災害派遣（要請による派遣）とは

市町村長は、災害が発生またはまさに発生しようとしている場合で、応急措置を行う必要があると認めるとき、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができます。

市町村長からの要請により、道府県知事などからの要請で部隊が派遣され、災害派遣活動を行います。